

静岡県選挙管理委員規程第4号

最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年9月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示及び審査公報発行規程（昭和23年選挙管理委員会告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条を第1条とし、次のように改める。

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「法」という。）第14条の2第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による掲示は別記第1号様式又は別記第2号様式により、法第52条の規定による掲示は別記第3号様式による。

第3条を第2条とし、「掲示」を「前条の掲示」に改める。

第4条を第3条とし、「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第53条」を「法第53条」に、「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第5条を第4条とし、同条第2項中「令第31条」を「最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第28条」に改める。

第6条を第5条とする。

別記第1号様式を別記第3号様式とし、次のように改める。

別記第3号様式(第1条関係)

年 月 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査法により審査に付される裁判官の氏名等の掲示 何市(区)(町)選挙管理委員会	審査に付される 裁判官の氏名	最高裁判所裁判官に 任命された年月日
---	-------------------	-----------------------

備考 一 標題の位置は、上部又は右横側とする。

二 なるべく板材を使用し、その大きさは見やすいものとして風雨等により破損剥落のないよう掲示箇所を設備すること。

三 氏名及び任命年月日が同一である者が2人以上ある場合においては、「最高裁判所裁判官に任命された年月日」の欄の下に欄を追加して、これらの者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項を掲載すること。

別記第2号様式を別記第4号様式とし、同様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように加える。

別記第1号様式(第1条関係)

注意事項

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された氏名は、最高裁判所国民審査法第五条第三項(第五条第五項)(第五条の三第一項)に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、氏名の上の

書かないでください。

平成 年 月 日

×
を書く欄には何も

何市(区)(町)選挙管理委員会

備考 一 投票用紙に氏名が印刷された審査に付される裁判官の中に最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項若しくは第五項又は第五条の三第一項に規定する場合に該当する者がある場合は、この様式を用いること。

二 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

別記第2号様式(第1条関係)

注意事項

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された変更前氏名は、年月日最高裁判所国民審査法第五条の三第三項に規定する場合に該当し、変更後氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である変更前氏名として印刷されています。

平成 年 月 日

何市(区)(町)選挙管理委員会

備考 一 投票用紙に氏名が印刷された審査に付される裁判官の中に氏名の変更が生じた者がある場合は、この様式を用いること。

二 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。